

# 一般社団法人医療人材国際交流協会

## 会員が負担する費用および拠出する資金に関する規程

### (略称:費用・資金規程)

#### (規程の目的)

第1条 本規程は、一般社団法人医療人材国際交流協会(以下、「協会」という)の定款下部規則として、協会の会員に関する必要事項を定める。

2. 会員、社員、役員ほか協会に関わる全ての者は、本規程を遵守する義務を負う。
3. 本規程は、理事の過半数の決議により改定することができる。但し、理事の権限或いは身分、利害等に関わる条文は除くものとする。
4. 奨学金あるいは奨学資金の金額、支給若しくは返済方法等に関わる規則等を新設、変更又は廃止する場合は、学校会員の意見を聞いたうえで理事会にて決議する。

#### (用語の定義)

第2条 本規定に定めのない用語の定義は、協会の会員規程による。

#### (資格取得と採用日)

第3条 医療及び介護に関わる日本の資格試験に合格した学生を免許証が届く以前に採用した場合で、その時点において厳密には医療人材若しくは介護人材の採用と言えなくても、「医療人材の採用」及び「介護人材の採用」とみなす。なお、准看護師が正看護師の資格を得た場合も本項に準ずる。

2. 資格試験に合格し、4月1日採用が一般的であるケースにおいて、病院会員及びB会員の都合により、それ以前或いは以後に採用日がずれたとしても、本規程において採用日は4月1日とみなす。但し、母国にいる当該学生が日本の在留資格を取得し、日本に再入国をした後に就職する場合の採用日はこの限りではない。

#### (入会金)

第4条 協会への入会金は、下記の通りとする。

- |        |      |
|--------|------|
| ① A会員  | 10万円 |
| ② B会員  | 10万円 |
| ③ 賛助会員 | 1万円  |
2. 入会金は、協会の入会承認を受けた日の翌月末日までに全額払い込まなければならない。

3. A会員として入会した者がその後に介護福祉士を採用する場合は、B会員としての入会金は免除されるものとする。
4. B会員として入会した者がその後にA会員に変更した場合は、A会員の入会金は免除されるものとする。
5. 一旦払い込まれた入会金は返還しない。

(年会費)

第5条 協会の年会費は、下記の通りとする。

- |            |     |
|------------|-----|
| ① A会員及びB会員 | 5万円 |
| ② 賛助会員     | 1万円 |

但し、理事会議の承認を得た場合、複数年前払いが可能。

2. 入会時には入会金と同時に(賛助会員は入会后速やかに)払い込む。  
以降においては毎年、協会年度の開始日から2ヶ月以内(但し、年度末日以前)に年会費を一括して払い込まなければならない。
3. 但し、病院会員及びB会員が、協会年度の開始日の前(但し、年度末日以前)に休会申請を提出し承認を得た場合は年会費を3万円とし、承認された日から2ヶ月以内(但し、年度末日以前)に一括して払い込まなければならない。また病院会員及びB会員が、休会終了申請を提出し承認を得た場合は、承認された日から2ヶ月以内(但し、年度末日以前)に、当該年度分の年会費の差額2万円を一括して払い込み、会員に復帰することとする。
4. 一旦払い込まれた年会費は返還しない。

(運営費用分担金)

第6条 病院会員は、採用に伴い、下記の協会の運営費用分担金を負担する。また、運営費用分担金は消費税を課税する。

- |               |      |
|---------------|------|
| ① 正看護師採用1名につき | 50万円 |
| ② 准看護師採用1名につき | 30万円 |

2. 運営費用分担金は、病院会員が学生を採用する日の前年度末に協会が請求し、2ヶ月以内に支払う。
3. 採用した正看護師又は准看護師が病院会員の責によらない理由により一定期間内に退職した場合、協会は運営費用分担金の全部又は一部を下記の通り当該病院会員に返還する。なお、括弧内の金額は准看護師の場合。
 

① 採用した正看護師が採用後6ヶ月未満で退職した場合	50万円(30万円)
② 採用した正看護師が採用後1年未満で退職した場合	40万円(20万円)
③ 採用した正看護師が採用後1年半未満で退職した場合	20万円(10万円)
④ 採用した正看護師が採用後2年未満で退職した場合	10万円( 5万円)
4. B会員は、協会の運営費用分担金の負担を免除されるものとする。

(看護師奨学資金の拠出)

第7条 病院会員は、協会が行う奨学事業の資金として、採用予定月の前月(以下、「拠出終了月」という)までの間(以下、「拠出期間」という)において、採用口数一口当たり総額120万円の「看護師奨学資金」を協会に拠出する。

2. 病院会員は、看護師奨学資金を拠出期間に月数均等分割によって払い込む。但し、払込累計金額が月数均等分割の累計金額より大きくなることを妨げない。
3. 会員規程第8条5項により、病院会員が特別採用口数として年度の途中で口数を増やした場合、2項の計算における口数を増やした月までの累計金額を一括して払い込むものとし、以後は、増口後の合計口数について月数均等分割額を払い込む。
4. 2項並びに3項に関わらず、代表理事が承認した場合、病院会員は、2項並びに3項と異なる時期に払い込むことができる。
5. 会員規程第8条5項により病院会員が採用口数を減らした場合、協会はそれまでに会員が払い込んだ看護師奨学資金を返還する。但し、当該年度末において採用権利を有する場合は、減口に対しても返還はしない。
6. 採用口数に対応する看護師奨学資金が総額に到達するまでは、学生を看護師若しくは准看護師として採用する資格を有しないものとする。

(介護福祉士奨学資金の拠出)

第8条 病院会員及びB会員は、協会が行う奨学事業の資金として、採用口数一口当たり総額90万円の「介護福祉士奨学資金」を協会に拠出する。

2. 病院会員及びB会員は、介護福祉士奨学資金を45万円ずつ2分割で払い込む。1回目は年会費を払い込む時とし、2回目は学生を介護福祉士として採用内定した時とする。
3. 会員規程第8条の2の4項により、病院会員及びB会員が口数を増やした場合、その年度内に増加する口数に応じた介護福祉士奨学資金を前項の定めにより払い込みを行うこととする。
4. 2項並びに3項に関わらず、代表理事が承認した場合、病院会員及びB会員は、2項並びに3項と異なる時期に払い込むことができる。
5. 会員規程第8条の2の4項により病院会員及びB会員が口数を減らした場合、協会はそれまでに会員が払い込んだ介護福祉士奨学資金を返還する。但し、当該年度末において採用権利を有する場合は、減口に対しても返還はしない。
6. 採用口数に対応する介護福祉士奨学資金が総額に到達するまでは、学生を介護福祉士として採用する資格を有しないものとする。

(採用口数人数を採用できなかった場合の奨学資金の扱い)

第9条 病院会員及びB会員が採用口数と同数の人数を採用できなかった場合の奨学資金の扱いは次の通りとする。

- ① 病院会員及びB会員が未達人数分の採用する権利を翌年度以降に留保した場合、協会は奨学資金を返還しない。
- ② 病院会員及びB会員が未達人数分の採用する権利を放棄した場合、協会は該当する奨学資金を返還する。奨学資金の返還は未達確定日から3ヶ月以内に実施する。

(正看護師採用後の奨学資金の扱い)

第10条 学生を正看護師として採用した病院会員は、当該正看護師が下記の条件を満たした場合、協会の奨学資金の返還を免除する。

- ① 当該正看護師が満1年勤務した時: 20万円/人
  - ② 当該正看護師が満2年勤務した時: 40万円/人
  - ③ 当該正看護師が満3年勤務した時: 60万円/人
2. 正看護師が病院会員を退職した場合、協会は当該病院会員が拠出した当該看護師に関わる奨学資金の残高を3ヶ月以内に返済するものとする。

(准看護師採用後の奨学資金の扱い)

第11条 学生を准看護師として採用した病院会員は、当該准看護師が下記の条件を満たした場合、協会の奨学資金の返還を免除する。

- ① 当該准看護師が満2年勤務した時: 20万円/人
  - ② 当該准看護師が満3年勤務した時: 20万円/人
  - ③ 当該准看護師が満4年勤務した時: 20万円/人
2. 会員病院に准看護師として就職した学生が正看護師の資格を取得した場合は、正看護師の資格を取得した翌月1日を正看護師としての入職日と見做して、返済免除の総額は第10条の規程を準用されることとし、別の「看護師奨学金返済免除額一覧」にてこれを定める。
3. 准看護師(退職時に正看護師だった場合を含む。以下同じ)が病院会員を退職した場合、協会は当該病院会員が拠出した当該准看護師に関わる奨学資金の残高を3ヶ月以内に返済するものとする。

(介護福祉士採用後の奨学資金の扱い)

第12条 学生を介護福祉士として採用した病院会員及びB会員は、当該介護福祉士が下記の条件を満たした場合、協会の奨学資金の返還を免除する。

- ① 当該介護福祉士が満1年勤務した時: 30万円/人
  - ② 当該介護福祉士が満2年勤務した時: 30万円/人
  - ③ 当該介護福祉士が満3年勤務した時: 30万円/人
2. 会員病院に介護福祉士以外の資格で就職した学生が、介護福祉士の資格を取得した場合は、介護福祉士の資格を取得した翌月1日を介護福祉士としての入職日と見做して、第1項の規程を準用する。

3. 2項による奨学資金の免除は、2項による免除金額が1項の①～③による免除金額を超えた時点より、その差額について実施するものとする。
4. 学生が介護特定技能在留資格で勤務し、介護福祉士資格を取得する見込みがあると判断された場合も協会の奨学資金の返済を免除されることとし、別の「介護福祉士奨学金返済免除額一覧」にてこれを定める。
5. 介護福祉士が病院会員及びB会員施設を退職した場合、協会は当該病院会員及びB会員が拠出した当該介護福祉士に関わる奨学資金の残高を3ヶ月以内に返済するものとする。

(奨学資金返済免除期間の除外)

第13条 第10条第1項、第11条第1項及び第12条第1項の期間には、当該看護師及び当該介護福祉士が以下の状態にある期間を含まない。

但し、計算上は、ひと月に満たない日数は切り捨てる。

- ① ひと月を超える欠勤期間
- ② 休職期間
- ③ 産前産後休暇、育児休業、介護休業の期間
- ④ その他、実質的に看護師及び介護福祉士として勤務したとは認められない期間

(生活貸付資金の回収)

第14条 生活貸付資金の学生からの回収は、協会が責任を持ってこれを行う。

2. 但し、学生が就職した病院会員、B会員及び学校会員は、協会が行う当該学生からの回収活動に積極的に協力するものとする。

(未記載事項)

第15条 本規約に記載されていない事態が発生した場合は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「定款」「他の定款下部規則」に基づき対応するものとする。

2. 1項の文書のいずれにも記載されていない事態が発生した場合は、理事が協議して対応することとする。
3. 理事の過半数をもって必要と判断した場合、代表理事は社員総会を招集し、当該事態を報告し、社員総会の決議に従って対処しなければならない。

(補則)

第16条 第10条1項の規定は、平成30年1月1日以降に学校会員に入学した学生に対して適用する。それ以前の学生は、従来の規程、すなわち下記を適用する。

- ① 当該正看護師が満1年勤務した時: 40万円/人
- ② 当該正看護師が満2年勤務した時: 40万円/人
- ③ 当該正看護師が満3年勤務した時: 40万円/人

2. 従来の規程で定める年会費及び特別年会費の払い込みが令和2年1月31日以前に完了している場合、その年会費に係る第6条第1項及び第3項の金額は、従来の規程、すなわち下記を適用する。

但し、採用した准看護師が正看護師の資格を得た場合に、追加で払い込む運営費用分担金20万円は免除することとする。

負担額

- |               |      |
|---------------|------|
| ① 正看護師採用1名につき | 40万円 |
| ② 准看護師採用1名につき | 20万円 |

返還額(括弧内の金額は准看護師の場合)

- |                            |            |
|----------------------------|------------|
| ① 採用した正看護師が採用後6ヶ月未満で退職した場合 | 40万円(20万円) |
| ② 採用した正看護師が採用後1年未満で退職した場合  | 30万円(15万円) |
| ③ 採用した正看護師が採用後1年半未満で退職した場合 | 20万円(10万円) |
| ④ 採用した正看護師が採用後2年未満で退職した場合  | 10万円( 5万円) |

3. 従来の規程で定める年会費及び特別年会費の払い込みが令和2年1月31日以前に完了している会員が、その後に採用口数を増加する申請を行った場合、従来の規程で定める年会費及び特別年会費は免除されるものとする。

附則:

平成25年11月25日 制定・施行

平成26年 8月20日 改定

平成27年 3月 3日 改定

平成29年 2月16日 改定

平成30年10月17日 改定

令和元年 7月 1日 改定

令和 2年 2月 1日 改定

代表理事	会長